

情報提供

那医発第 195 号
令和 7 年 7 月 7 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「7月のマイナ保険証利用促進周知のお願い（10月の医療DX推進体制整備加算見直しを踏まえ）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

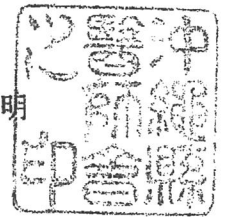
沖 医 発 第 4 3 2 号

令 和 7 年 7 月 7 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



7月のマイナ保険証利用促進周知のお願い (10月の医療DX推進体制整備加算見直しを踏まえ)

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、7月のマイナ保険証利用促進周知のお願いについての通知となっております。

令和7年10月に医療DX推進体制整備加算の見直しが予定されており、その際、これまでの状況を踏まえると、マイナ保険証利用率の実績要件も引き上げられる可能性があります。

その場合、10月の算定に必要な利用実績としては、3か月前の令和7年7月の利用率が用いられることとなります。

従いまして、7月中に患者に働きかけてマイナ保険証の利用を促進し、利用実績を高めておくことが重要となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 7月のマイナ保険証利用促進周知のお願い（10月の医療DX推進体制整備加算見直しを踏まえ）
（令和7年7月1日（日医発第514号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

7 月のマイナ保険証利用促進周知のお願い
（10 月の医療 D X 推進体制整備加算見直しを踏まえ）

医療 D X 推進体制整備加算の実績要件見直し

令和 7 年 10 月以降の実績要件については、令和 7 年 1 月 29 日付け中医協答申書「附帯意見」に基づき「本年 7 月頃を目途に、マイナ保険証の利用状況、保険医療機関・保険薬局における利用促進に関する取組状況等、実態を十分に勘案した上で検討、設定する」とされております。

これまでの見直しの度に、日本全体のマイナ保険証利用率の増大に伴い、実績要件が引き上げられてきている等の状況を踏まえると、今回の見直しでも、10 月以降は実績要件が引き上げられることも予想されます。

マイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものであり、医療 D X 推進体制整備加算を算定する際には、以下のとおり算定月の 3 月前とその前月および前々月の利用率のうち、最も高い率を用いることが可能とされております。

〔医療 D X 推進体制整備加算 マイナ保険証利用率の実績要件について〕

算定月	利用率の対象月（最も高い利用率を採用）		
令和 7 年 10 月の算定	令和 7 年 5 月	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月
令和 7 年 11 月の算定	令和 7 年 6 月	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月
令和 7 年 12 月の算定	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月	令和 7 年 9 月
⋮	⋮	⋮	⋮

従いまして、10 月以降に実績要件が引き上げられる場合に備え、各医療機関において 7 月のマイナ保険証利用率が上がるよう、院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただくことが重要となります。

院内掲示用のポスターについては、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）や厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

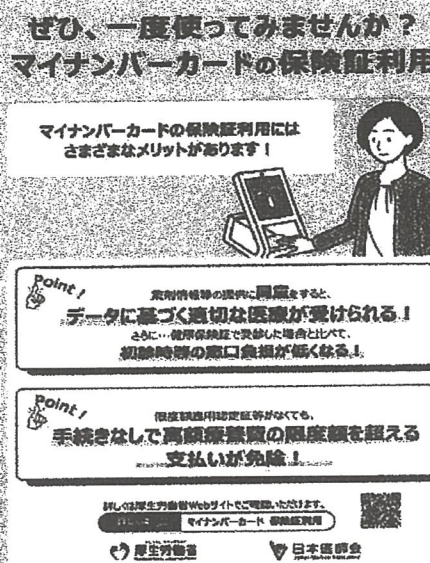
〔院内掲示用ポスター〕



とっても簡単！マイナンバーカード

- 1. 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 2. 本人確認**
顔写真または4桁の暗証番号を入力してください。
- 3. 同意の確認**
診療内容等の診療・検査・検査情報の利用について確認してください。
- 4. 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！



**ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用**

マイナンバーカードの保険証利用にはさまざまなメリットがあります！

Point 1
薬剤情報等の提供に同意すると、**データに基づく適切な医療が受けられる！**
さらに…使用率アップで受診した患者と比べて、**初診時の窓口負担が低くなる！**

Point 2
保険診療用認定証等なくても、**手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。
マイナンバーカード 保険証利用